

別記（第2関係）

栽培地検査に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1 <i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクロトゲコナジラミ)	本害虫の防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、当該植物が輸出される前の3か月間、毎月1回栽培地検査（葉裏に渦巻状に産み付けられた卵の有無並びにすす病で汚染された葉裏の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査）を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
2 <i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	当該植物の収穫までの2か月間、本害虫についてトラップによる監視及び防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、定期的に栽培地検査を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
3 <i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
4 <i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ)	
5 <i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)	
6 <i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)	
7 <i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	
8 <i>Meloidogyne enterolobii</i>	
9 <i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ)	
10 <i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちょう病菌)	採種用の親植物について、本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、生育後期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
11 <i>Phytophthora kernoviae</i>	本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、

12 <i>Phytophthora ramorum</i>	当該植物の生育期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
13 <i>Apiosporina morbosa</i>	当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
14 <i>Ceratocystis fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
15 <i>Deuterophoma tracheiphila</i>	当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
16 <i>Eutypa lata</i>	
17 <i>Guignardia citricarpa</i>	
18 <i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巣病菌)	
19 <i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちょう細菌病菌)	採種用の親植物について、生育後期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
20 <i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>stewartii</i> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
21 <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	採種用の親植物について、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
22 <i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)	採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
23 <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトゥルーモザイクウイルス)	
24 <i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、当該植物の生育初期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)	<p>輸出国植物検疫機関が作成し、かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）の認定を受けた作業計画に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、(2)の措置を行った場合は、その旨（当該措置を行った日付及びその方法を含む）を検査証明書の所定の欄に記載すること。</p> <p>(1) 本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。</p> <p>(2) 輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>
2 <i>Anastrepha grandis</i>	
3 <i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミバエ)	
4 <i>Anastrepha obliqua</i> (ニシインドミバエ)	
5 <i>Anastrepha suspensa</i> (カリブミバエ)	
6 <i>Bactericera cockerelli</i>	<p>当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p>
7 <i>Bactericera nigricornis</i>	
8 <i>Bactericera trigonica</i>	<p>当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p>
9 <i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ)	<p>当該植物が輸出される前に、茎葉に差し込むように産み付けられた卵の有無並びに茎葉に損害を</p>

	与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
10 <i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジユウイチホシウリハムシ)	当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
11 <i>Naupactus leucoloma</i> (シロヘリクチブトゾウムシ)	
12 <i>Otiorhynchus ovatus</i> (イチゴクチブトゾウムシ)	
13 <i>Scolytus multistriatus</i> (セスジキクイムシ)	当該植物が輸出される前に、侵入孔及び脱出孔の有無並びに樹皮下の孔道内の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
14 <i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパニレノキクイムシ)	
15 <i>Trioza apicalis</i>	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
16 <i>Phytophthora kernoviae</i>	培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について、71℃以上で75分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
17 <i>Phytophthora ramorum</i>	
18 <i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i>	当該植物が輸出される前に、本菌の媒介害虫の付着の有無並びに本菌による葉の黄化・萎凋の病徴、枝枯れの病徴及び枝又は幹の樹皮を剥ぐと現れる褐色の条斑等の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検定を含む。）を行って本菌に

	<p>侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>19 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)</p>	<p>(1) 種子について</p> <p>次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>ア 採種用の親植物について、本細菌に有効な方法で消毒された種子又は本細菌に侵されていないことが確認された種子から生産され、ほ場（栽培施設を含む。）で収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検査を含む。）を行うこと。</p> <p>イ 栽培検査又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子的手法による検査を行うこと。なお、検査は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した30,000粒について行うこと。</p> <p>(2) 生植物について</p> <p>以下のいずれかの種子であって本細菌に侵されていないことが確認されている種子から生産され、本細菌の汚染防止措置が行われているほ場（栽培施設を含む。）で栽培されたものについて、当該植物が輸出される前に、病徴の有無の検査を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>ア 採種用の親植物について、ほ場（栽培施設を含む。）で収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検査を含む。）を行った種子</p> <p>イ 栽培検査又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子的手法による検査を行った種子</p>
<p>20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i></p>	<p>当該植物の生育期中又は輸出検査時に、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検査を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>21 <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3</p>	<p>(1) 花粉について</p> <p>本細菌の発生がない状態が維持されているほ場として輸出国植物検疫機関が指定するほ場で栽培された花から採取され、かつ、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検査を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その</p>

	<p>旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2) 花粉以外の生植物について</p> <p>本細菌の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で栽培され、本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
22 <i>Spiroplasma citri</i>	<p>当該植物の展葉期に、ELISA法等の適切な血清学的方法又はPCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
23 <i>Xylella fastidiosa</i>	
24 <i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド)	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について</p> <p>生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
25 <i>Pepino mosaic virus</i>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定にあっては最大250粒ずつ、RT-PCR法等の遺伝子的手法による検定にあっては最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について</p> <p>生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適</p>

	切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
26 <i>Columnnea latent viroid</i>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
27 削除	削除
28 <i>Tomato apical stunt viroid</i>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
29 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>	
30 <i>Pepper chat fruit viroid</i>	
31 <i>Tomato planta macho viroid</i>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されて</p>

	<p>いないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>32 <i>Peronospora chlorae</i></p>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物について、本菌の発生がない状態が維持されている地域（ほ場及び栽培施設を含む。）として輸出国植物検疫機関が指定する地域で栽培されたことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2) 生植物について 本菌の発生がない状態が維持されている地域で栽培された親植物から採種された種子から生産され、本菌の発生がない状態が維持されている施設として輸出国植物検疫機関が指定する栽培施設で次の措置を行って栽培されたものについて、未使用の又は60℃以上で30分間以上熱処理された培養資材が使用されていることを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 ア 栽培施設及び栽培に用いる器具の消毒 イ 生育期中の薬剤散布</p>
<p>33 <i>Indian peanut clump virus</i></p>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について 生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>

<p>34 <i>Maize chlorotic mottle virus</i></p>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定及びRT-PCR法等の遺伝子学的手法による検定のいずれにあっても最大100粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について</p> <p>生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>35 <i>Pea early-browning virus</i></p>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した3,100粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定及びRT-PCR法等の遺伝子学的手法による検定のいずれにあっても最大100粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について</p> <p>生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>

<p>36 <i>Tomato brown rugose fruit virus</i></p>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について 生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>37 <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i></p>	<p>生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA法等の適切な血清学的診断法又はPCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>
<p>38 <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i></p>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定及びRT-PCR法等の遺伝子学的手法による検定のいずれにあっても最大100粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について 生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p>